

2023 年合格目標 司法書士

総合力底上げ答練

第 1 回

解説講義補助レジュメ

収録担当: 姫野 寛之 講師

※無断複写・転載を禁じます。

※このレジュメは、姫野講師の解説講義を受講される方のレジュメです。

※このレジュメは記述式対策中心です。択一式については、各回の「解答・解説冊子」を使用して解説講義を進めます。解説講義受講の際には、お手元に各回の「解答・解説冊子」をご用意ください。

TAC

243-6611-1001-18

本教材は、著作権法その他関連法令によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。
法的に認められる場合を除き、著作権者の許可なく、無断で、複製、頒布、譲渡、貸与、転載、
公衆送信等に使用することはできません。

択一式問題重要度ランク表

第 1 問	B	第 19 問	A
第 2 問	A	第 20 問	A
第 3 問	A	第 21 問	C
第 4 問	A	第 22 問	A
第 5 問	A	第 23 問	A
第 6 問	A	第 24 問	A
第 7 問	C	第 25 問	A
第 8 問	A	第 26 問	C
第 9 問	A	第 27 問	A
第 10 問	B	第 28 問	A
第 11 問	B	第 29 問	A
第 12 問	A	第 30 問	A
第 13 問	A	第 31 問	A
第 14 問	A	第 32 問	A
第 15 問	A	第 33 問	A
第 16 問	C	第 34 問	A
第 17 問	A	第 35 問	A
第 18 問	C		

※姫野講師の 2023 年度司法書士試験における各論点自体の重要度のランク表です。

A : 高い

B : 普通

C : 低い

第 36 問

【出題形式】

問題がどのような形式であろうと、問題文の中に「依頼」、「問い」、「事実関係に関する補足／答案作成に当たっての注意事項」、「不動産情報」及び「登記の原因となる事実又は法律行為」（別紙・事実関係・聴取内容）が含まれることに変わりはないため、各自が読みやすい順序で、適宜順序を入れ替えて読めば足りる。どのような出題形式の問題であっても、必要な情報を落とさないことが重要である。

1 論点検討作業

(1) 依頼

- ① 申請回数 ⇒ 2 回
- ② 依頼者 ⇒ 第 1 申請：関係当事者全員、第 2 申請：関係当事者全員（~~株~~×銀行を除く）
対象不動産 ⇒ 第 1 申請：甲土地、第 2 申請：甲土地・乙建物
- ③ 申請日 ⇒ R4. 12. 3、R5. 6. 26
- ④ 登記申請手続代理 ⇒ 委任状

(2) 問い

⇒ 事実関係等及び別紙の判断に影響がある事項を除き、読まない。

* 問 2 は、特殊問題である。

⇒ 抵当権の設定の登記ができない理由は、現段階では不明であるが、債務者の住所は「現在の住所で直ちに登記を受けることができる」を選択すると考えられる。

(3) 事実関係に関する補足

- ① 1、2、3、7 及び 8 は、削除する。
- ② 5・6 は、申請順序情報である。
- ③ 4 が抵当権の設定の登記ができない論点につながるのか？

【添付情報一覧】における添付情報の分類及び事実関係の予想

(4) 不動産情報一別紙 1 (甲土地の登記記録)

- ① 農地ではない。
- ② 添付情報一覧によると、所有者 A と 1 番抵当権の債務者 D は死亡している。

【混合型の類型】

- ① 事実関係にすべての別紙が掲げられている【R4～H25】。
- ② 事実関係にない別紙が存在する【H24】。
- ③ 別紙にない事実関係が存在する【H22】。
- ④ 使用不要な事実関係が示されている。
- ⑤ 使用不要な別紙が示されている【H23】。

* 本問は、別紙 5 まであり、①である。

(5) 【事実関係】 1～4

⇒ A、D の相続

* 相続財産、相続人、相続分の順序で検討する。

- ① A の相続財産は、甲土地の所有権である。
相続人及び相続分は、B (1/3)、C (1/3) 及び D (1/3) である。
- ② D の相続財産は、甲土地の持分 (1/3) である。

* 1 番抵当権の債務者の地位については、事実関係 5 で検討する。

相続人及び相続分は、E (1/6) 及び F (1/6) である。

⇒ B 及び C がそれぞれ E 及び F に相続分を譲渡し、E 及び F が E が取得する旨の遺産分割協議をしているところ、これにより甲土地の所有権は、A から D、D から E に承継されたこととなるため、A から E に対する相続登記を申請する。

⇒ 申請すべき登記 (甲土地)

① 所有権移転 R4.9.1 D 相続 R4.9.27 相続

相続人 (被相続人 A) E

(6) 【事実関係】5、別紙2

⇒ 1 番抵当権の債務者の相続、E による F の債務の免責的債務引受

* 免責的債務引受に際しての担保を移転させる旨の意思表示に注意する。

⇒ 申請すべき登記（甲土地）

① 所有権移転 R4.9.1D 相続 R4.9.27 相続

相続人（被相続人 A） E

② 1 番抵当権変更 R4.9.27 相続

権利者 ㈱X銀行 義務者 E

* E の印鑑証明書不要

③ 1 番抵当権変更 R4.12.1F の債務引受

権利者 ㈱X銀行 義務者 E

* E の印鑑証明書不要

第1申請

(7) 不動産情報一別紙5（乙建物の登記記録）

⇒ 所有権の保存の登記を申請する。

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E ? 74 I ①

(8) 事実関係6

⇒ 甲土地上に乙建物の建築開始

(9) 事実関係7、別紙3

⇒ ㈱Y銀行とEとの間の甲土地に対する抵当権の設定契約

⇒ 申請すべき登記（甲土地）

① 抵当権設定 R5.2.15 金銭消費貸借 R5.4.16 設定

抵当権社 ㈱Y銀行 設定者 E

(10) 事実関係8、別紙4

⇒ 将来建築予定の乙建物を目的とする抵当権の追加設定契約

- * 債権的には有効であるが、物権的には無効であるため、完成後に改めての抵当権の追加設定契約が必要である。

(11) 事実関係9、別紙4・5

⇒ 乙建物の完成と乙建物の表示の別紙4への追記

- * 乙建物に対する抵当権の追加設定契約は無効であり、追記は無意味である。

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E 74 I ①

(12) 事実関係10・11

⇒ Eの住所移転及び住居表示の実施

⇒ 申請すべき登記（甲土地）

① 2番所有権登記名義人住所変更 R5.5.20 住所移転 R5.6.18 住居表示実施
申請人 E② 抵当権設定 R5.2.15 金銭消費貸借 R5.4.16 設定
抵当権社 (株)Y銀行 設定者 E③ 1番抵当権変更 R5.5.20 住所移転 R5.6.18 住居表示実施
権利者 (株)X銀行 義務者 E

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E 74 I ①

- * Eは、住所移転及び住居表示実施後の住所で登記を受ける。

(13) 事実関係12

⇒ 司法書士の説明と乙建物に対する改めての追加設定契約

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E 74 I ①

- * Eは、住所移転及び住居表示実施後の住所で登記を受ける。

② 抵当権設定 R5.2.15 金銭消費貸借 R5.6.25 設定
抵当権者 (株)Y銀行 設定者 E

第 2 申請

【申請登記リスト】

⇒ 申請すべき登記（甲土地）

① 2 番所有権登記名義人住所変更 R5. 5. 20 住所移転 R5. 6. 18 住居表示実施
申請人 E

② 抵当権設定 R5. 2. 15 金銭消費貸借 R5. 4. 16 設定
抵当権社 (株)Y 銀行 設定者 E

~~③ 1 番抵当権変更 R5. 5. 20 住所移転 R5. 6. 18 住居表示実施
権利者 (株)X 銀行 義務者 E~~

甲土地③は、(株)X 銀行が依頼者でないため、申請することができない。

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E 74 I ①
* E は、住所移転及び住居表示実施後の住所で登記を受ける。

⇒ 申請すべき登記（乙建物）

① 所有権保存 E 74 I ①
* E は、住所移転及び住居表示実施後の住所で登記を受ける。

② 抵当権設定 R5. 2. 15 金銭消費貸借 R5. 6. 25 設定
抵当権者 (株)Y 銀行 設定者 E

2 答案作成作業

省略

第 37 問

1 論点検討作業

(1) 依頼

- ① 事務所を訪れた代表取締役の氏名 ⇒ 不明
 ② 2 回申請問題の場合には、申請回数と別紙の番号 ⇒ 2 回申請問題

* 2 回申請問題の意図

ex. 第 1 回申請時は効力未発生、第 2 回申請時に効力発生

第 1 回申請時に役員選任、第 2 回申請時に社外役員の登記

第 1 回申請時に権利義務役員へ、第 2 回申請時に権利義務解消

第 1 回申請時に示された別紙を、第 2 回申請時に使用

- ③ 申請日 ⇒ R5.5.2、R5.6.2

* 申請日ごとに使用する別紙を区分する必要がある。

(2) 問い

⇒ 問いは、基本的に読まない。

* 登記不可事項を問う問題は存在しない。

	問	い	登記不可事項	出題実績
第 1 類型	無		無	R4、H31、H21
第 2 類型	有		有	H18～H25 (H21 を除く。)、H28～H30、R2、R3 ※ 1
第 3 類型	有		無	—
第 4 類型	無		有	H26、H27 ※ 2

※ 1 H29・H30・R2・R3 においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。また、H30 においては、登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士は、申請会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を答案用紙に記載する旨の指示があった。

※2 H26 においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記が、H27 においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

添付書面となり得るものは、ラインマーカーで線を引く等の措置を講じておく。

(3) 答案作成に当たっての注意事項

⇒ 4、8、9 及び 10 は、削除する。

(4) 申請会社情報（別紙 1）

① 公告方法

⇒ 二重公告による各別の催告を省略することができない。

② 発行可能株式総数

⇒ 授權枠に余裕がある。

＊ 公開化に際しての 4 倍ルールに注意する。

③ 発行済株式の総数

⇒ 単一株式発行会社

④ 資本金の額

⇒ 非大会社

⑤ 株券を発行する旨の定め

⇒ 非株券発行会社

＊ 株券発行会社である場合には、株券提供公告を必要とする手続や、株券廃止の手続に注意を要する。

⑥ 株式の譲渡制限に関する規定

⇒ 非公開会社

⑦ 機関・役員に関する事項

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

＊ 非取締役会設置会社である。

⑧ 支配人に関する事項

⇒ 本店の支配人であり、本店との連動に注意する。

(5) 別紙2（定款）

＊ 定款全文問題においては、司法書士の聴取記録よりも前に、定款の内容を確認する。

⇒ 定款全文問題においては、①基準日、②定時株主総会の開催時期、③役員の任期、④代表取締役の選定方法、⑤事業年度及び⑥その他別段の定めをチェックする。

(6) 別紙7（司法書士の聴取記録）

⇒ 不要な情報は削除し、必要な情報は各種の議事録とリンクさせる。

＊ 役員関係はタイムチャートで処理する。

＊ 添付書面となり得るものに印をつけておく。

(7) 別紙3（臨時株主総会の議事録）

① 取締役会設置会社の定めの設定

⇒ 特に問題なし。

＊ 公開会社化に伴うものである。

② 発行可能株式総数の減少

⇒ 公開会社化に伴う4倍ルールであるため、問題なし。

③ 株式の譲渡制限に関する規定の廃止

⇒ 特に問題なし。

＊ 取締役及び監査役の任期が満了する。

④ 取締役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

⑤ 監査役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

(8) 別紙4（取締役会の議事録）

⇒ 代表取締役の選定

* タイムチャートを作成して検討する。

- (a) 日付
- (b) 取締役であるか？
- (c) 社外取締役であるか？
- (d) 支配人であるか？
- (e) 監査等委員である取締役であるか？
- (f) 就任承諾はあるか？

第1申請

(9) 別紙8（司法書士の聴取記録）

⇒ 不要な情報は削除し、必要な情報は各種の議事録とリンクさせる。

- * 役員関係はタイムチャートで処理する。
- * 添付書面となり得るものに印をつけておく。

(10) 別紙5（定時株主総会の議事録）

① 目的の変更

⇒ 特に問題なし。

- * 全部を書き直す必要がある。

② 取締役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

(11) 別紙6（取締役会の議事録）

① 本店の移転

⇒ 特に問題なし。

＊ 中央区内の本店移転であるため、決定権限は取締役会に専属している。

② 代表取締役の選定

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

(a) 日付

(b) 取締役であるか？

(c) 社外取締役であるか？

(d) 支配人であるか？

(e) 監査等委員である取締役であるか？

(f) 就任承諾はあるか？

③ 支配人の解任

⇒ 特に問題なし。

第2申請

2 答案作成作業

省略

【MEMO】